

オンライン販路開拓に取り組む県内中小企業を支援します

埼玉県では、ポストコロナの新しい生活様式に対応した販路開拓や営業活動を行う**県内中小企業**に対し、補助金を交付します。

オンラインでの商談や商談会出展に必要となるコンテンツ（P R 動画、デジタルパンフレット等）の作成、又はホームページ作成・改修や有料マッチングサイト登録などオンライン営業ツールの導入に要する経費を補助します。



補助対象企業募集の概要

- 募集期間** 令和3年11月8日（月）～令和3年11月30日（火）
募集件数 50社を予定
事業期間 補助金交付決定後、令和4年2月28日までに補助事業を実施し、令和4年3月15日までに事業実施報告書を提出してください。

※申請書類のダウンロード及び詳細については、下記URLを参照

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/hanrokaitaku_dougasakusei.html

補助の概要

【補助対象企業】

県内に登記簿上の本店（個人事業主の場合は住民票上の所在地）及び主たる事業所を有する中小企業者・小規模企業者

【補助対象事業】

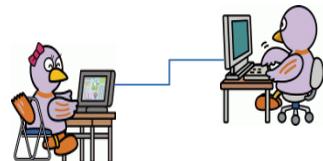
インターネットによる営業活動等において展示するコンテンツ（デジタル営業資料）の作成又はオンライン営業ツールの導入

【補助対象経費】

- ア P R 動画、デジタルパンフレットなどのコンテンツ（デジタル営業資料）の作成に要する経費
イ 自社ホームページの作成・改修、外部有料マッチングサイトへの登録などオンライン営業ツールの導入に要する経費

【補助率・補助上限額】

補助率：補助対象経費の1 / 2以内
補助上限額：25万円



問合せ先

埼玉県産業労働部産業支援課 経営革新支援担当

電話 048-830-3910 FAX 048-830-4813

電子メール：a3770-04@pref.saitama.lg.jp



補助金申請の流れ

補助金申請書の入手

県のホームページにアクセスして補助金交付申請書および、説明書類をダウンロードしてください。



補助金申請書の提出

補助金交付申請書に記入するとともに、必要な添付書類とともに県に提出してください。

補助金の利用例

コンテンツ(デジタル営業資料)の作成例

- オンライン展示商談会(例:オンラインビジネスアリーナ)に出展するため、事業を説明するためのPR動画を作成
- 自社の製品・商品を紹介するためのデジタルパンフレット(デジタルカタログ)を作成し、オンラインでの営業活動に活用

[ポイント]

自社の技術・商品等を効果的にPRするために、動画やデジタルパンフレットを作成

オンライン営業ツールの導入例

- オンライン商談機能(例:チャット機能、名刺交換機能)を導入するための自社ホームページの作成・改修
- オンラインでの営業を推進するため、外部有料マッチングサイトに登録

[ポイント]

オンラインで営業活動を行うために必要な営業ツール(機能)の整備

Q&A

Q.当社は製造業ではないが、この補助金は利用できるか。

A.製造業でなくとも利用が可能です。

Q.補助対象としているコンテンツはどのようなものか。

A.例えば企業PR動画や製品技術PR動画・画像、デジタルパンフレット(デジタルカタログ)など、インターネット上で掲載・提示可能なものが対象です。

Q.作成した動画等はオンライン展示商談会での利用が必須なのか。

A.必須ではありませんが、「オンライン彩の国ビジネスアリーナ2022」で活用いただく場合は、審査の際に加点があります。

Q.作成する動画の規格等に条件はあるか。

A.ございません。ただし、オンライン展示商談会によっては掲載できる動画の規格等に基準が設けられている場合がございますので、あらかじめ御確認ください。

Q.自社でコンテンツを作成する場合、自社でホームページ改修をする場合などは補助対象になるか。

A.自社で作成・改修等する場合は補助対象になりませんが、外注する部分がある場合は、その部分の経費(外注経費)は補助対象となります。

Q.既に利用登録している外部有料マッチングサイトの年間使用料は補助対象になるか。

A.なりません。外部有料マッチングサイトについては、導入時の初期費用(登録料等)のみ対象です。